○上尾伊奈資源循環組合車両管理規程

令和５年４月１日訓令第５号

上尾伊奈資源循環組合車両管理規程

（目的）

第１条　この規程は、組合の管理する車両の効率的かつ経済的な運行及びその適正な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　車両　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第２条第２項に規定する自動車及び同条第３項に規定する原動機付自転車をいう。

(2)　運転者　法第８５条又は第８６条の規定による免許を受けている期間が１年以上で、かつ、在職期間６月以上である者で、運転者登録簿（別記様式）に登録されたものをいう。

（次長の責務）

第３条　次長は、次に掲げる事項を処理する。

(1)　車両の配車に関すること。

(2)　車両の購入、廃車、賃貸借、整備等に関すること。

(3)　車両の燃料及び油脂に関すること。

(4)　車庫及び公用車駐車場の管理に関すること。

(5)　その他車両の使用及び維持管理に関すること。

（運転の制限）

第４条　運転者登録簿に登録されていない者は、車両の運転をすることができない。

（運転手の義務）

第５条　運転者は、車両の安全な運行に留意するとともに関係法令を遵守し、常に車両の点検及び清掃に努めなければならない。

（使用の範囲）

第６条　車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。ただし、公益上特別の事由があると管理者が認める場合は、この限りでない。

（運行の終了報告）

第７条　運転者は、運行終了後、運行時における車両の運行状況等について次長に報告しなければならない。

（事故報告）

第８条　運転者は、交通事故を生じた場合は、上尾伊奈資源循環組合職員服務規程（令和５年上尾伊奈資源循環組合訓令第９号）第３３条の定めるところに従い、直ちに報告しなければならない。

２　運転者は、車両故障を生じた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）は、直ちに次長に報告しなければならない。

（燃料等の補給）

第９条　燃料、油脂等を補給しようとする者は、次長の決裁を経て、指定の給油所で給油しなければならない。ただし、次長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

（様式）

第１０条　この規程に定めるもののほか、必要な様式は、次長が定める。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式（第２条、第４条関係）

年　　月　　日

運転者登録簿

職名	氏名	フリガナ	採用年月日	免許取得年月日	免許の種類	免許証番号	免許証有効期限	摘要